

退職給付専門委員会における検討状況について

- 複数事業主制度の会計処理に係る論点 -

1. 検討の状況

現在、退職給付専門委員会では、実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(コメント期限：平成 18 年 5 月 1 日まで)の検討と並行して、この検討から派生した論点として「複数事業主制度の会計処理に係る論点」についての検討を行っている(次頁 第 87 回委員会(平成 17 年 8 月 26 日)の資料を参照)。

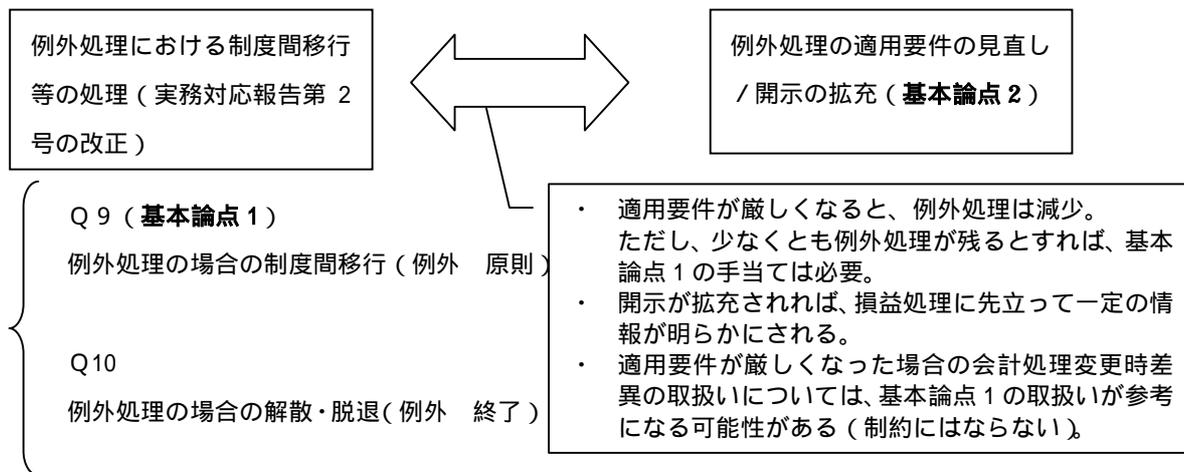
これまで、検討にあたっては、下図に示すとおり、法改正に伴い明確化の必要性が生じていると考えられる「例外処理における制度間移行等の処理の検討」(基本論点 1(及びその追加論点))と、当初本件検討のきっかけであった「例外処理の適用に係る要件の見直し又は開示の拡充に関する検討」(基本論点 2)の 2 点に分けて議論を行ってきた。

このうち前者については、実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成 14 年 3 月 29 日公表)の改正により対応することを前提に文案の検討を行ってきた。また、後者については開示の拡充による対応を中心として検討を行っている状況にあり、場合によっては「退職給付に係る会計基準」の改正もあり得ることを念頭において議論を進めている。

2. 本日の審議事項

本日は、複数事業主制度の会計処理に係る 2 つの基本論点のうち、「例外処理における制度間移行等の処理」(基本論点 1(及びその追加論点))について、審議を願いたい。

【図：複数事業主制度の会計処理に係る論点】



以下は、第 87 回委員会（平成 17 年 8 月 26 日）  
資料からの抜粋

### 厚生年金保険法改正に伴う会計上の論点（案）

< 本日（第 87 回委員会（平成 17 年 8 月 26 日開催）の審議について >

#### 1. 【論点 3】（代行部分の債務の評価/会計処理）の検討

前回委員会（第 83 回（平成 17 年 6 月 24 日開催））での審議以降、専門委員会を 2 回開催したが、p8 のように、厚生年金基金制度の代行部分の債務の評価/会計処理に関しては、A 案と B 案の考え方が引き続き並存している。

- ・ A 案（これまでと同様に、「退職給付債務（PBO）」）
- ・ B 案（新たに「最低責任準備金」とする）

両案の間には隔たりが大きく、また、融和する案も見出しにくいことから、今後、どのように検討すべきか。

#### 2. 総合型の厚生年金基金についての会計処理（開示も含む。）の検討

第 79 回委員会（平成 17 年 4 月 26 日開催）では、以下のかたちで、審議を開始することとされた。

平成 16 年 6 月に成立した厚生年金法関係の改正は、平成 17 年 4 月 1 日より施行されており、厚生年金基金において国から交付金があった場合等の会計処理について、「退職給付専門委員会」にて早急に検討を行ってはどうか。

なお、当該交付金の会計処理のほか、厚生年金基金の会計処理について、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」が設定されたときの前提ともはや異なるという意見もあることから、当該法律改正に伴い他の会計処理についても、必要に応じて検討することとしてはどうか。

総合設立（総合型）の厚生年金基金については、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」（退職給付に係る会計基準注解 12）には、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理するとされているため、当該基金に係る退職給付債務が計上されていない場合が多い。しかし、年金資産が数理債務を下回る状況で脱退したり、年金資産が最低責任準備金を満たない状況で解散したりする場合に、積立不足に対する事業主負担分が一時に費用計上されることがある。

この点、【論点 3】で B 案（新たに「最低責任準備金」とする）を支持する意見の中には、単独型の厚生年金基金に関する年金資産が一体として運用されていても、当該年金資産については代行部分の債務である「最低責任準備金」に見合う金額が対応するものとみて区分計算できるのではないかという理由付けも見られる。このため、このような

## 審議事項(5)

点も考慮し、総合型についても、厚生年金基金に関連する会計処理（開示も含む。）として検討してはどうか。